

Genérico: é você quem escolhe

2012

Como eu posso substituir meus medicamentos por genéricos?

どうしたらジェネリックに変更できるの？



あなたが選ぶジェネリック
日医工株式会社

Você sabia que ter definida uma farmácia de confiança traz bastante segurança? Farmácias que trabalham com o seguro-saúde (*hoken yakkyoku* 保険薬局 ou *hoken chōzai yakkyoku* 保険調剤薬局) mantém registros dos medicamentos que você já comprou, e podem ajudá-lo, verificando se houve mudanças nos sintomas, se há efeitos colaterais, se não há problema em tomar um medicamento junto com outro etc. Fique à vontade para perguntar sobre os genéricos.

“かかりつけ薬局”を決めておくと、大変心強い存在になるのをご存知でしょうか。保険薬局(調剤薬局)は、あなたがこれまで飲まれたお薬の履歴を記載・管理しているので、以前と症状は変わっていないか、副作用は出ていないか、飲み合わせは大丈夫かなど、注意を払って患者さんをサポートしています。



2: Se no campo *receita* (処方) estiver escrito 「×」「レ」, o medicamento não pode ser substituído.
「処方」欄で「変更不可」と指示されている薬剤については変更できません。

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの 使用期間	平成 年 月 日	特にお慮のある場合 を除き、交付の日を起 めて4日以内に保険薬 局に提出すること。
変更不可	例々の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更には支障があると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」または「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。			
処 方	×	例) Rp. 1) 「先発医薬品A」錠20mg 1錠 1日1回 朝食後 14日分		
		Rp. 2) 「先発医薬品B」錠200 2錠 1日1回 朝・夕食後 14日分		
	レ	Rp. 3) 「先発医薬品C」錠1mg 1錠 1日3回 毎食後 14日分		
備 考	保険医署名 (変更不可欄「レ」または「×」を記載した場合は、署名または記名・押印すること。)		医師の氏名	
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号		

Se ao lado do nome do medicamento estiver escrito 「×」「レ」, a substituição não é permitida.

薬剤名の横に「×」「レ」と記されている薬剤は変更不可。

Q. O que é um medicamento genérico? ジェネリックってなに？

A. É um medicamento mais barato do que o de marca. 新薬よりも低価格のお薬です。

Genéricos são medicamentos comercializados após a expiração da patente dos medicamentos de marca correspondentes. Por isso, podem ser fabricados sem os custos de pesquisas, mas com os mesmos ingredientes ativos, a mesma eficácia e a mesma segurança, por um preço mais baixo. ジェネリックは新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に販売するため、開発費用が少なく済み、新薬と同じ有効成分で、同等の有効性と安全性を持ちながら、新薬よりも価格を大幅に抑えることができます。

O preço dos genéricos varia entre cerca de 20% e 70% do preço dos medicamentos de marca. Em média, custam algo como metade do preço. Para quem toma remédios todos os dias, é uma diferença grande, que pode chegar a dezenas de milhares de ienes por ano.

Genéricos, amigos do orçamento doméstico

ジェネリックの価格は新薬の約2割~7割。平均でおおよそ半額です。毎日お薬を飲む方にとって、この差は大きく、年間と数万円の違いになる場合もあります。家計の味方です！

Q. Quais são as semelhanças e diferenças com relação a medicamentos de marca? 新薬と同じところ、違うところは？

A. A qualidade e a eficácia são as mesmas, só o sabor e a forma podem ser diferentes 品質や効きめは同等です。

Os genéricos têm os mesmos ingredientes ativos dos remédios de marca, tendo sido aprovados por diversos testes de qualidade, e são reconhecidos pelo Ministério da Saúde como tendo a mesma eficácia. Você pode tomar tranquilamente. Eficácia e segurança reconhecidamente iguais. ジェネリックは、新薬と有効成分が同じで、さまざまな品質試験をクリアし同等の効きめがあると厚生労働省が認めた医療用医薬品です。有効性・安全性などは同等として承認されています。安心してお飲みください。



Q. Como eu posso substituir meus medicamentos por genéricos? どうしたらジェネリックに変更できるの？

A. Primeiro, verifique sua receita médica. まずは処方せんを確認してください。



Q. Qualquer medicamento pode ser substituído por um genérico?

どんなお薬でもジェネリックに変更できるの？

A. Nos dois casos a seguir, a substituição não pode ser feita.

変更できないお薬もあります。

< Prescrição >

処方せん (この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)	
公費負担者の番号	保険者番号
公費負担者の受取番号	保険者証、保険者番号の記号、番号
氏名	保険者種別の所在地及び住所
生年月日	電話番号
区分	被保険者
交付年月日	平成 年 月 日
変更不可	この処方せんは、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。1. 療費の給付及び公費負担額に関する費用の請求に関する場合、(昭和17年厚生省令第36号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和24年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和25年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和26年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和27年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和28年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和29年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和30年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和31年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和32年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和33年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和34年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和35年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和36年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和37年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和38年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和39年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和40年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和41年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和42年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和43年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和44年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和45年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和46年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和47年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和48年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和49年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和50年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和51年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和52年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和53年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和54年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和55年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和56年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和57年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和58年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和59年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和60年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和61年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和62年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和63年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和64年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和65年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和66年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和67年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和68年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和69年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和70年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和71年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和72年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和73年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和74年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和75年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和76年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和77年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和78年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和79年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和80年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和81年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和82年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和83年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和84年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和85年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和86年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和87年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和88年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和89年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和90年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和91年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和92年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和93年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和94年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和95年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和96年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和97年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和98年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(昭和99年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成元年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成2年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成3年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成4年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成5年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成6年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成7年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成8年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成9年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成10年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成11年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成12年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成13年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成14年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成15年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成16年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成17年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成18年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成19年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成20年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成21年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成22年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成23年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成24年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成25年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成26年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成27年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成28年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成29年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成30年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成31年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成32年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成33年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成34年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成35年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成36年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成37年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成38年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成39年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成40年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成41年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成42年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成43年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成44年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成45年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成46年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成47年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成48年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成49年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成50年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成51年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成52年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成53年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成54年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成55年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成56年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成57年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成58年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成59年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成60年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成61年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成62年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成63年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成64年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成65年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成66年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成67年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成68年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成69年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成70年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成71年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成72年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成73年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成74年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成75年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成76年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成77年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成78年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成79年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成80年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成81年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成82年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成83年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成84年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成85年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成86年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成87年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成88年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成89年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成90年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成91年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成92年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成93年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成94年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成95年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成96年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成97年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成98年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成99年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定、(平成100年厚生省令第10号)第1条の公費負担額に関する規定。

1: Medicamentos com patente ainda em vigor não podem ter genéricos correspondentes.

特許期間中の新薬は、ジェネリックの製造・販売はできません。

Também há medicamentos com patente já expirada para os quais ainda não existem genéricos.

また特許期間が終了してもジェネリックが販売されていない新薬もあります。

E há casos em que a substituição é proibida por lei (doenças específicas etc.).

さらに薬事法などのルール(適応症など)により新薬からの変更はできない場合があります。



副作用について

新薬と同様、ジェネリックも副作用が出る場合があります。お薬をお飲みになって、気になることが生じた場合は、主治医または薬剤師にご相談ください。

Do mesmo modo que os medicamentos de marca, os genéricos também podem ter efeitos colaterais. Se algo incomodar você ao tomar um medicamento genérico, fale com seu médico ou farmacêutico.